

「民間活用(川崎版PPP)推進方針(案)」に関する 意見募集の実施結果について

1 概要

「民間活用(川崎版PPP)推進方針(案)」について、令和2年1月31日から令和2年3月2日まで、市民の皆様の御意見を募集しました。

その結果、7通12件の御意見をいただきましたので、御意見の内容とそれに対する市の考え方を次のとおり公表いたします。

2 意見募集の概要

- ・意見の募集期間 令和2年1月31日(金)から令和2年3月2日(月)まで
- ・意見の提出方法 電子メール、FAX、郵送、持参
- ・募集の周知方法 市政だより、市ホームページ、かわさき情報プラザ
各区役所市政資料コーナー、総務企画局行政改革マネジメント推進室

3 結果の概要

意見提出数(意見件数)		7通(12件)
内訳	インターネット・電子メール	6通(6件)
	FAX	0通(0件)
	郵送	1通(6件)
	持参	0通(0件)

4 パブリックコメント意見の内容と対応

「民間活用(川崎版PPP)推進方針(案)」の内容に対する御意見として、民間活用の対象範囲に関する御意見のほか、民間提案制度に関する御意見、本方針の今後の改定に関する御意見など、今後取組を進める上で参考とすべき御意見などがありました。

今後は、いただいた御意見を参考に、民間活用を推進していくこととし、「民間活用(川崎版PPP)推進方針」については、一部意見(方針の改定に関すること)を踏まえた考え方を追記するほか、当初案に必要な時点修正等を加えた上で策定します。

【対応区分】

- A 御意見を踏まえ、当初案に反映したもの
- B 御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見の趣旨を踏まえ、取組を推進するもの
- C 今後の取組を進めていく上で参考とするもの
- D 案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明・確認するもの
- E その他

【意見の件数と対応区分】

項 目	A	B	C	D	E	計
(1) 民間活用の考え方全般に関すること	0	1	0	0	0	1
(2) 民間活用の対象範囲に関すること	0	2	0	1	0	3
(3) 民間活用の情報発信に関すること	0	0	0	1	0	1
(4) 民間提案制度に関すること	0	0	1	4	0	5
(5) 方針の改定に関すること	1	0	0	0	0	1
(6) 職員に必要な資質・能力に関すること	0	0	0	1	0	1
計	1	3	1	7	0	12

具体的な御意見の内容と市の考え方については、次ページ以降を御参照ください。

(1) 民間活用の考え方全般に関すること (1件)

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
1	<p>以下の点で、積極的かつ意欲的に民間活用を期待する内容となっており、官民連携を通じた川崎市の課題解決や地域活性化につながる方針(案)である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な民間主体との連携を期待することを明記していること ・ハード事業に留まらずソフト事業も官民連携の対象としていることを明記していること ・川崎市が募集したテーマ型に留まらず、民間からの自由な提案やアイデアを受け付けるフリー型を民間提案受付の形態として用意し、民間提案の活発化が期待できること ・提案受付の要件(財政要件)のとおり、一定の範囲内において財政支出を伴う提案を受け付けることを明記した画期的な方針(案)であること 	<p>本方針に基づき、より一層民間活用を推進し、効率的・効果的な市民サービスの提供や地域課題の解決等につなげてまいります。</p> <p>なお、提案受付の財政要件については、一時的な財政支出以上の歳出の削減、歳入の増加をもたらす場合等において、本市の財政支出を伴う提案を受け付けるものであり、原則は、本市に新たな財政負担が生じないことを要件としております。</p>	B

(2) 民間活用の対象範囲に関すること (3件)

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
2	<p>公務員でなくても実施可能な業務については民間活用を推進した方が良い。 (同趣旨ほか1件)</p>	<p>これまでも、本市職員でなくても処理が可能な業務については、民間委託などの民間活用を進めており、今後も、本市が直接実施すべき行政サービスに該当しない等、行政サービス提供における民間活用にあたっての前提を満たす事業については、民間活用を推進してまいります。</p>	B
3	<p>過去に財政上の理由により廃止された事業についても、財政支出の負担軽減や財政負担の平準化の効果が期待される民間活用(川崎版PPP)の対象事業として検討対象になるのか。</p>	<p>既に廃止の判断を行った事業は、財政上の理由だけではなく、事業の必要性や効果など様々な観点から検討し廃止を決定したものであり、原則として、民間活用の検討対象とすることはありませんが、今後検討を進める事業については、各事業の内容等に応じて民間活用の導入を検討してまいります。</p>	D

(3) 民間活用の情報発信に関すること (1件)

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
4	<p>ロングリスト・ショートリストについては、活発な民間提案を期待するため、半年毎(4月、10月の2回など)に更新するとともに、それぞれの更新時期は同時期とすると分かりやすいのではないかと。</p>	<p>ロングリストについては、原則として年度当初または事業の検討状況を踏まえて適時更新を行ってまいりたいと考えております。ショートリストについては、調査費用等が予算計上された詳細な検討を行う事業を掲載するリストであることから、原則として年度当初に更新を行うことを考えております。</p>	D

(4) 民間提案制度に関すること (5件)

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
5	<p>知的財産保護の観点から、民間提案制度における提案を採用する際の事業者の取扱いについて、提案者と連携した取り組みを実施することを基本として、別途公募を行うことは例外としていただきたい。</p>	<p>民間提案制度の運用にあたっては、知的財産の保護に留意し、提案者が不利益を被らない環境を整備することが重要であると考えております。</p> <p>提案を採用した場合の事業者の取扱いについては、提案内容の独自性・先進性等を勘案し、公平性・透明性・競争性の確保に留意しつつ、採用提案の内容が、サービス提供に対する本市の対価支払いを必要としない場合の他、地方自治法施行令第167条の2第1項に該当する場合であって、提案に妥当性があり提案者の知的財産を活用する必要がある場合などについては、採用提案の提案者と本市が協働して提案内容を実施するものとしております。</p> <p>また、地方自治法施行令第167条の2第1項に該当しない場合等には、別途事業者選定を行うものとしており、この場合においては、提案者の知的財産保護の観点から、提案者の了承を得た上で公募要件等を策定いたします。なお、採用提案の提案者による事業提案に対し、提案内容の公募条件設定への貢献度に応じて、加点評価を行うことができるものとしております。</p>	D
6	<p>民間からの本気の提案を期待するためには、知的財産保護の観点から、随意契約を締結することが必要である。</p> <p>そこで、市の財政負担が無い場合は当該提案者と随意契約を締結し、市の財政負担がある場合は、議会承認を含む各種手続きが完了することを停止条件として、当該提案者と随意契約を締結するルールとしてはいかがか。</p>	<p>また、地方自治法施行令第167条の2第1項に該当しない場合等には、別途事業者選定を行うものとしており、この場合においては、提案者の知的財産保護の観点から、提案者の了承を得た上で公募要件等を策定いたします。なお、採用提案の提案者による事業提案に対し、提案内容の公募条件設定への貢献度に応じて、加点評価を行うことができるものとしております。</p>	D
7	<p>民間が提案をしやすいうように、テーマ型の提案募集の公表方法に工夫が必要である。</p>	<p>テーマ型の民間提案制度の運用にあたっては、HPへの掲載などを通じて提案募集が広く周知されるよう工夫してまいります。また、事業への課題認識を含め、本市が求める提案内容を効果的にお伝えするために、事業毎に説明会の開催なども検討してまいります。</p>	C
8	<p>テーマ型のテーマとロングリスト/ショートリストに掲載される事業はどのような関係性になるのか。</p>	<p>ロングリストやショートリストは、優先的検討の対象事業を対象として、将来的に民間活用を図る可能性がある事業を早い段階から民間に周知し、民間側に参画に向けての検討、準備を促すため、検討段階に応じて公表するものです。一方で、テーマ型の民間提案制度は、優先的検討の対象事業であるか否かに関わらず、事業所管課が主体的に民間提案を求めていくためのしくみですので、各リストへの掲載事業とテーマ型のテーマ設定については、それぞれ整理を行うものとなります。</p>	D
9	<p>より良い提案を採用するために、テーマ型の民間提案については、受付期間をあらかじめ設け、受付期間終了までに民間提案が行われなかった場合は、当該受付期間終了以降に受けた提案を先着順で検討するルールとしてはいかがか。</p>	<p>テーマ型の民間提案を求める場合の運用は事業所管課が個別に検討することを想定しており、受付期間の設定についても案件により異なるものと考えております。なお、受付期間外にテーマ型の民間提案を受け付けることは想定しておりませんが、提案が提出された場合は、フリー型の民間提案制度など、別の枠組みの中で、提案を取り扱うこととなります。</p>	D

(5) 方針の改定に関すること (1件)

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
10	このような方針は策定後、しばらく見直しがされることが少ないが、世の中の動きにしっかりと対応していくためにも、一定の期間が経過したら方針を見直す様な規定を方針そのものに記載すべきである。	民間活用の推進にあたっては、関連する法制度や民間の新技術の開発、市民ニーズなど、世の中の動きをしっかりと踏まえながら取組を進める必要があると考えております。 御意見の趣旨を踏まえ、方針の改定に関する考え方を追記します(P3)。	A

(6) 職員に必要な資質・能力に関すること (1件)

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
11	民間活用を推進するためには、対話などの場面において一定の専門知識を有する職員が必要であり、資格制度の導入、成果と連動した給与制度、民間からの人材登用などを検討すべきである。	民間活用を推進するにあたっては、専門的な知識等が必要となる場面が想定されますが、庁内関係部署と連携を図りながら取組を進めるとともに、必要に応じて外部コンサルタントの活用や、学識経験者等第三者の専門的、公正・中立な立場からの意見等を聴取しながら取組を進めてまいります。	D